

安倍首相の強制連行の定義に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成二五年五月一六日

提出者

辻元清美

衆議院議長

伊吹文明殿

## 安倍首相の強制連行の定義に関する質問主意書

安倍首相の「いわゆる狭義の強制性と広義の強制性があるであろう。つまり、家に乗り込んで  
いって強引に連れていったのか、また、そうではなくて、これは自分としては行きたくないけれ  
どもそういう環境の中にあつた、結果としてそういうことになったことについての関連があつた  
ということがいわば広義の強制性ではないか」（衆議院予算委員会、二〇〇六年一〇月六日）と  
いう答弁（答弁一）が米国世論に与えた衝撃は大きかつた。そうした中、当該質問主意書の「『当  
初、定義されていた強制性を裏付けるものはなかつた。その証拠はなかつたのは事実ではないか  
と思う。』という三月一日の安倍首相の発言（発言一）は、河野官房長官談話のどの箇所を踏襲  
したものか。安倍首相の真意を示されたい。」という質問に対し、政府は「政府の基本的立場は、  
平成五年八月四日の内閣官房長官談話の内容全体を継承しているというものである。」と答弁し  
ている（答弁二）

また安倍首相は、二〇一三年二月七日の衆議院予算委員会において、前原誠司委員の質問に対し、以下のように答弁している。

「辻元議員の質問主意書に対して当時の安倍内閣において閣議決定をしたものについては、裏づけとなるものはなかったということであり、いわば強制連行の裏づけとなるものはなかった。」（答弁三）

「さきの第一次安倍内閣のときにおいて、質問主意書に対して答弁書を出しています。これは安倍内閣として閣議決定したものです。つまりそれは、強制連行を示す証拠はなかったということ。つまり、人さらいのように、人の家に入っていくてさらってきて、いわば慰安婦にしましたということは、それを示すものはなかったということ。明らかにしたわけです。しかし、それまでは、そうだったと言われていたわけです。そうだったと言われていたものを、それを示す証拠はなかったということ。安倍内閣においてこれは明らかにしたんです」（答弁

四）

二〇〇七年四月一〇日、辻元清美が「安倍首相の『慰安婦』問題についての発言の『真意』に

関する再質問主意書」を提出し、第一次安倍内閣の歴史認識が明らかになった。第二次安倍内閣が成立したことを受けて、安倍首相の歴史認識が第一次安倍内閣当時と変わらないのか、またはどう変わったのかを明らかにすることは、多くの国民の要求するところである。

従って、以下、質問する。

一 安倍首相には発言一があるが、現在も認識に変わりはないか。

二 発言一における「当初、定義されていた強制性を裏付けるもの」と、答弁三における「強制連行の裏づけとなるもの」、及び答弁四における「強制連行を示す証拠」は同じ内容を差すか。違うのであれば、どう違うのか。

三 答弁四にあるように、安倍首相の認識は、「強制連行」の定義は「人さらいのように、人家に入っけていってさらってきて、いわば慰安婦にしてしまったということ」のみに限るといふことか。政府の公式見解としてそれでよいか。

- 四 安倍首相は現在も「広義の強制性」と「狭義の強制性」があるという認識か。
- 五 安倍首相のいう「狭義の強制性」とは、どのような定義によるものか。「家に乗れ込んでいって強引に連れていった」以外にどのようなケースがあるのか。具体的に示されたい。
- 六 安倍首相のいう「狭義の強制性」以外は、すべて「広義の強制性」になるのか。安倍首相の見解を示されたい。

右質問する。